

千葉市アフタースクール事業 運営業務委託 募集要項

1 趣 旨

本市では、平成 28 年 3 月に「千葉市の教育に関する大綱」を策定し、教育委員会と子育て部門の一層の連携により、「子どもルーム」と「放課後子ども教室」をより付加価値のあるものとするよう取り組んでいます。

この一環として、希望する全ての子どもたちが家庭環境に関わらず一緒に過ごし、多様な体験ができる放課後子ども教室・子どもルームの一体型の運営を、平成 29 年 4 月よりモデル事業として市内 1 校（稲浜小学校）で実施し、令和 2 年度からは「アフタースクール（以下「本事業」という。）」と改称して正式に事業化いたしました。

令和 2 年度は本事業を市内 12 校で実施しておりますが、令和 3 年度より新たに 6 校で実施することから、その運営事業者を募集いたします。

本事業の実施にあたっては、豊富な知識やノウハウ・経験等を生かした柔軟な運営を求め、プロポーザル方式により民間事業者等から広く提案を募集し、総合的な技量を適正に審査した上で、最も適した提案をした者に業務を委託することとします。

2 事業の概要

小学校の放課後において、全児童を対象として、「安全・安心に過ごせる居場所」及び「将来につながる学びのきっかけ」を提供するため、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえた子どもルームと放課後子ども教室の運営を一体的に行います。

（1）実施場所

- ア 大宮地区統合小学校（所在地：千葉市若葉区大宮台7-8-1）
- イ あやめ台小学校（所在地：千葉市稲毛区園生町446-1）
- ウ 真砂第五小学校（所在地：千葉市美浜区真砂1-12-15）
- エ 朝日ヶ丘小学校（所在地：千葉市花見川区朝日ヶ丘2-6-1）
- オ 千城台わかば小学校（所在地：千葉市若葉区千城台北1-4-1）
- カ 千城台みらい小学校（所在地：千葉市若葉区千城台東3-18-1）

※事業所ごとに事業者を募集します。なお、1つの事業者が複数の事業所に応募することもできます。

※大宮地区統合小学校は令和 3 年度に大宮小学校及び大宮台小学校が統合し、上記住所（現大宮小学校の場所）にて新設されます（校名は未定）。また、千城台みらい小学校は令和 3 年度に千城台南小学校及び千城台旭小学校が統合し、上記住所（現千城台旭小学校の場所）にて新設されます。

※千城台わかば小学校は、令和 3 年度より上記住所（旧千城台北小学校の場所）に移転いたします。

（2）昼 間

希望する全児童を対象に、小学校の施設を活用して、放課後に多様な体験・学びの機会及び

安全・安心に過ごせる居場所を提供します。

対象	・小学校1年生から6年生までの希望する全ての児童
定員	・児童の定員は設けません。
活動内容	・多様な体験機会（体験プログラム・継続プログラム） ・自由遊び+生活の場
運営日	・月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く。
運営時間	・授業日 : 授業終了後 ～ 午後5時 ・土曜日 : 午前8時 ～ 午後4時30分 ・学校休業日 : 午前8時 ～ 午後5時 ※今後変更する可能性があります。
利用料金	・3,500円/月（7月は4,000円/月、8月は5,500円/月） ※今後変更する可能性があります。 ・利用料金は千葉市の歳入となります。
利用登録等	・受託者が利用登録の書類等を受け付け、教育委員会が確認・審査します。

(3) 夜間

就労等により、保護者が午後5時以降に家庭にいない児童を対象に、学校内の専用スペースにおいて、安全・安心に過ごせる居場所を提供します。

対象	・小学校1年生から6年生までの児童のうち、就労等により、保護者が午後5時以降に家庭にいない児童
定員	・仕様書別紙1に記載のとおり
活動内容	・自由遊び+生活の場
運営日	・月曜日～金曜日（祝日、休日及び12月29日～1月3日を除く。）
運営時間	・午後5時～午後7時 ※今後変更する可能性があります。
利用料金	・5,000円/月 ※今後変更する可能性があります。 ・利用料金は千葉市の歳入となります。
利用登録等	・受託者が利用登録の書類等を受け付け、教育委員会が確認・審査します。

3 委託内容

別紙「千葉市アフタースクール事業 運営業務委託 仕様書」のとおり

4 応募資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる資格要件の全てを満たしている団体とします。
なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、契約交渉権を取り消します。

【資格要件】

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、（カ）及び（キ）について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条又は地方税法附則第 5 9 条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。

（ア）手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者

（イ）当該業務の企画提案書提出期限日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

（ウ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの。

（エ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていないもの。

（オ）千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者

（カ）法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

（キ）千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

（ク）千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（ケ）千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（平成 29 年 5 月 23 日施行）に基づく指名停止措置等を受けている者

イ 当該団体又は役員等が、千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

ウ 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

5 選定スケジュール（予定）

日 程		項 目	
令和 2 年	8 月	28 日（金）	募集要項の配付、募集開始
	9 月	1 日（火）～7 日（月）	質問受付
		14 日（月）	質問回答ホームページ掲載
		15 日（火）～17 日（木）	質問受付（2 回目）
		28 日（月）	質問回答ホームページ掲載（2 回目）
	10 月	1 日（木）～2 日（金）	応募書類受付期間
		15 日（木）	選考結果の通知
		30 日（金）	運營業務委託契約の締結

6 事前説明会について

※今回の募集では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業説明会及び現地見学会は実施いたしません。

7 質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付けます。

- ・受付期間 1回目：令和2年9月1日（火）から9月7日（月）まで
2回目：令和2年9月15日（火）から9月17日（木）まで
- ・提出方法 「質問書（様式第1号）」により、問合せ先までEメール、又はFAXにより提出してください。
- ・回答方法 以下の時期に本市ホームページに回答を掲載します。
1回目：令和2年9月14日（月）頃
2回目：令和2年9月28日（月）頃

8 応募書類の受付・選定方法

- (1) 受付期間 令和2年10月1日（木）から10月2日（金）まで
- (2) 提出場所 〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー11階
千葉市教育委員会 生涯学習振興課
- (3) 提出方法 持参または郵送（※郵送の場合は10月2日必着）
- (4) 提出書類（提出部数：各1部（複数の学校に応募する場合でも1部で結構です。））
- ア 参加申請書兼誓約書（様式第2号）
 - イ 法人又は団体の概要書（様式第3号）
 - ウ 登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
 - エ 印鑑証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
 - オ 納税証明書（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合は「納税の猶予許可通知書」の写し等により替えることができる。）
 - a 千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者
 - ・千葉市税の滞納無証明書
 - ・法人税並びに消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明書（税務署発行の納税証明書その3の3）
 - b 上記以外の者
 - ・法人税並びに消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明書（税務署発行の納税証明書その3の3）
 - カ 提案書（様式第4号）
 - ※複数の学校に応募する場合は、一部の項目について学校ごとに記入すること。
 - ※審査のため、団体名やロゴマーク等の申請者が特定できる情報を掲載しないこと。
 - キ 見積書（様式第5号）
 - ※複数の学校に応募する場合は、学校ごとに別葉にして見積もること。
 - ※委託契約には提案書記載事項が含まれますので、その履行も踏まえた額を算出して下さい。
- (5) 選定方法
応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを事務局で確認のうえ、別途要綱に基づき設

置している千葉市アフタースクール運営業務委託公募プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、次に示す選考基準に基づいて提案内容を審査し、学校ごとに合計点数が高い提案者から順位を決定します。

なお、選考委員会の審査において、提案書の内容等に不明点等がある場合は、ヒアリングを実施することがあります。

【選考基準】

選考に係る評価項目、基準、配点（100点満点）は次のとおりとします。

選考の基準・評価項目		配点
1 業務実施の基本方針		10点
	・業務の目的等の理解が的確か、目標設定が効果の最大化につながるか	10点
2 基本的な業務		15点
	・児童の基本的な過ごし方が健全育成に資するものか	10点
	・安全確保の配慮、緊急時対応等は十分に検討されているか	5点
3 昼間の事務		35点
	・体験プログラムは、将来につながる「学びのきっかけ」が、幅広く提供されるか	10点
	・継続プログラムは、内容がニーズに適っているか、継続性が認められるか	10点
	・見守りプログラムは、児童の成長につながるものか	10点
	・各小学校の立地や地域性が考慮されているか	5点
4 夜間の事務		10点
	・児童にとって望ましい過ごし方、環境等が確保されているか	10点
5 実施体制等		15点
	・職員配置は十分で、かつより高い水準のサービス提供等が期待できるか	5点
	・保護者等との連携体制の構築が期待できるか	5点
	・事業開始に向けた準備行為は十分に検討されているか	5点
6 同種の業務等の実績		5点
	・同種又は類似業務等での実績は十分か	5点
7 見積もりの妥当性及び提案額		10点
	・業務費の積算の見積経費項目と見積金額は妥当か	5点
	・必要経費（委託料の提案額）	5点

※提案書の内容から、仕様書で設定した基準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格となります。

（6）選考結果の通知

選考終了後、全ての応募者（共同事業体等にあつては、代表団体）に対して速やかに選考結果を文書により通知するとともに、本市ホームページにおいて公表します。

選考結果の通知後、第1位の提案者と業務内容、契約条件等について協議します。協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めません。

9 委託期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

※受託者は、契約日から令和3年3月31日までの間、業務の引継ぎや保護者説明会等の開設に向けた準備を行うこととします。なお、開設準備に要する経費は、受託者が負担することとします。

10 業務委託料

業務委託料は以下の金額を上限とします。なお、以下の金額は消費税及び地方消費税を含みません。

- ・大宮地区統合小学校 65,000千円
- ・あやめ台小学校 72,000千円
- ・真砂第五小学校 55,000千円
- ・朝日ヶ丘小学校 78,000千円
- ・千城台わかば小学校 114,000千円
- ・千城台みらい小学校 85,000千円

※特別な配慮が必要と認められる児童等が登録した場合の増員に必要な経費（「仕様書 別紙1（人員配置基準）」参照）も含むものとします。

※委託料は原則として月ごとに支払うものとし、ひと月当たりの額は契約額に36分の1を乗じた額とします。

※仕様書記載事項のほか、提案書記載事項の履行も含めた上限額となります。

11 その他留意事項

（1）提案書類の取扱いについて

- ・提出された書類の内容を変更することはできません。
- ・提出された参加申請書その他の書類は返却いたしません。
- ・提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。
- ・選定の公表等で必要な場合、市は、提出された提案書の内容等について、無償で使用できるものとするとともに、公平性、透明性を期すための「千葉県情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。

（2）重複提案について

1団体1提案とし、複数の提案書を提出することはできません。

（3）失格について

応募者が以下のいずれかに該当する場合には失格となります。

- ・応募資格要件に該当しないことが判明したとき。
- ・提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- ・提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき。
- ・見積額が本募集要項で定める業務委託料の上限を上回ったとき。

(4) 応募費用について

提案書等の作成や応募、選考後の協議に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

(5) 契約保証金

契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の 100 分の 10 以上の額を納めることとします。

ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とします。

12 法令等の遵守

本業務の履行にあたり、以下に例示する他、関係法令及び関係条例等を遵守することとします。

- ・ 地方自治法
- ・ 千葉市行政手続条例（平成 7 年千葉市条例第 40 号）
- ・ 千葉市情報公開条例（平成 12 年千葉市条例第 52 号）
- ・ 千葉市個人情報保護条例（平成 17 年千葉市条例第 5 号）
- ・ 千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）

13 問合せ先

〒260-8730

千葉市中央区問屋町 1 番 35 号 千葉ポートサイドタワー 11 階

千葉市教育委員会生涯学習振興課（藤山・石渡）

TEL 043-245-5957

FAX 043-245-5992

E-Mail hokago@city.chiba.lg.jp